千葉県遊漁船業の適正化に関する法律の施行に係る不利益処分等基準取扱要領の改正（概要）

令和８年１１月９日
千葉県農林水産部水産局水産課

【要領改正の検討方法】

令和６年の改正法施行に対応した処分基準を公表している９府県※を参考に改正案を作成。
※ ９府県…新潟県、福井県、愛知県、京都府、和歌山県、広島県、愛媛県、高知県、長崎県　（本県の要領と構成が近いものを抽出）

【要領改正の概要】

１　法改正への対応

○ 法改正で新設された条項の違反に対する処分基準を要領の別表に新設。
○ 都道府県が不利益処分を行った場合は、その情報を公表することとなったため、当該事項を要領に新設。

［法改正］

概　要	新設条項（要領改正関係）
○遊漁船業の安全性向上に向けた措置 ・遊漁船業者の登録・更新制度の厳格化	第６条第１項…遊漁船業の登録拒否要件の追加 第 10 号：暴力団員等 第 13 号：暴力団員等が事業活動を支配する者 第 16 号：業務規程が省令に定める基準（漁場における安全管理事項、出航前検査、出航中止条件の記載等）に適合していない者
・遊漁船業者の安全管理体制の強化 ・利用者の安全等に関する情報の遊漁船業者・都道府県による公表等 ・罰則の強化	遊漁船業者の対応 第 19 条…事故を起こした場合の都道府県への報告を義務化 第 23 条…利用者の安全及び利益に関する情報の公表を義務化
○遊漁船業に関する協議会制度の創設	都道府県の対応 第 22 条…都道府県が不利益処分を行った場合は、その情報を公表

［要領改正（案）］

該当箇所	内　容
別表	登録拒否要件の該当 （法第６条第１項第 10 号又は第 13 号） ⇒　登録の取消し
	登録拒否要件の該当（法第６条第１項第 16 号） ⇒　事業停止 60 日
	事故の報告義務違反 ⇒　業務改善命令
	利用者の安全及び利益に関する情報の公表義務違反 ⇒　業務改善命令
第 11 条	不利益処分を行った場合は、その事実を公表することを規定。

２　適切な行政指導や不利益処分を行うための対応

（１）処分内容の加重・軽減

違反内容や状況に応じた不利益処分を行うため、処分内容の加重・軽減に係る規定を新設するとともに、同時に加重と軽減を行う場合の順序を規定。

要領の該当箇所	内　容
第７条　不利益処分内容の加重（新設）	過去に不利益処分を受けていた事実があるなどの事由がある場合は、処分を加重できることを規定。
第８条　不利益処分内容の軽減（新設）	過去に同一の違反行為により不利益処分を受けていないなど要件を満たす場合は、処分を軽減できることを規定。
第９条　加重軽減の順序（新設）	同時に不利益処分内容を加重し、又は軽減するときの順序を規定。

（２）加重・軽減規定の新設による処分基準の一部見直し

○　業務改善命令違反の処分内容については、事業停止の日数に幅を設けているが、処分日数の具体的な判断基準を設けていなかったことから、改正案では、処分日数を量定し、加重・軽減規定により必要に応じて処分内容を調整することとする。

○　以下の登録拒否要件に該当する違反の処分内容については、現行では、拘禁刑等で実刑となった場合は「登録の取消し」、それ以外は「事業停止」としている。改正案では、個別の事情を処分に反映できるよう、原則「登録の取消し」とし、前述の軽減規定の要件を満たす場合は「事業停止」に軽減できる取扱いとする（他県も同様の取扱いとしている）。

要領の該当箇所	違反内容	処分内容	
		現　行	改正（案）
別表（修正）	業務改善命令違反	事業停止 15～45 日	［利用者の安全に係るもの］ 事業停止 45 日 ［上記以外］　事業停止 30 日
	登録拒否要件の該当 法第 6 条第 1 項第 2 号（法人が登録を取り消された場合で、その処分のあった日前 30 日以内に役員であった者（過去 5 年以内）） 第 8 号（拘禁刑以上の刑に処された者（過去 5 年以内）） 第 9 号（関係法令の罰金の刑に処された者（過去 5 年以内）） 第 11 号（法定代理人が他の登録拒否要件に該当する者） 第 12 号（法人の役員が他の登録拒否要件に該当する者）	登録の取消し（第 8・9 号のうち、実刑となったもの）　事業停止（左記以外）	登録の取消し ⇒ 事業停止 軽減要件を満たす場合
		（例）拘禁刑（実　刑）⇒ 登録の取消し 拘禁刑（執行猶予）⇒ 事業停止 ※ 実刑か執行猶予かで処分内容を決定	（例）拘禁刑⇒（軽減不適用）登録の取消し （軽減適用）事業停止 ※ 個別の事情を考慮し処分内容を決定

（３）行政指導や不利益処分の運用の明確化

行政指導や不利益処分の運用を明確化するため、関係する規定を新設又は修正。

要領の該当箇所	内　容
第 3 条　行政指導（新設）	法、命令又は処分に違反した場合、又は違反のおそれがある場合に、段階的な行政指導を行うことを規定。
第 4 条　不利益処分の適用（新設）	行政指導によっても改善されない場合に、不利益処分を行うこと等を規定。
第 5 条　処分基準（修正）	法の規定による不利益処分を別表の基準に従って行うことを明記。
第 6 条　違反行為の併合（新設）	複数の違反がある場合は、最も重い処分を適用することを規定。
第 10 条　不利益処分の手続（修正）	不利益処分の手続は、行政手続法及び千葉県聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則に基づいて行うことを明記。
第 11 条　不利益処分の履行確認（新設）	不利益処分の履行状況の確認方法を規定。
第 13 条　関係機関への通知（新設）	不利益処分を行った場合、必要に応じ関係機関に通知することを規定。

（４）遊漁船業団体に対する行政指導や不利益処分

遊漁船業団体に対する行政指導や不利益処分に係る規定を新設。

要領の該当箇所	内　容
第 3 条　行政指導（新設）	遊漁船業団体に対する行政指導を規定。
別表（新設）	遊漁船業団体に対する処分基準を追加。

（５）文言の修正等

適切な表現や用語への修正を行うとともに、不要な条項を削除。

要領の該当箇所	内　容
第 1 条　趣旨（修正）	他県の処分基準を参考に表現を修正。
第 2 条　定義（修正）	行政手続法に規定する書きぶりに修正。
第 4 条　通知（削除）　（現行要領）	行政手続法に記載している事項であるため削除。
第 6 条　告発（削除）　（現行要領）	不利益処分と直接関係ない事項であるため削除。